

令和元年 8月 吉日

協力業者 各位

日本土木建設株式会社
株式会社ニュービルド
樽谷建設工業株式会社

消費税率の改定に伴うお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、ご存じの通り、令和元年10月1日より消費税率が10%に改定となります。
これにより9月締切及び10月締切の弊社へのご請求は、改正消費税法に準拠し
下記の通りとなります。ご対応の方よろしくお願いたします。

記

- ・工事請負以外の業者様（材料納品・常用工事等）のご請求について
 - ① 9月20日締切分については消費税率8%で発行して下さい、お支払日は通常通り10月末日を予定しております。
 - ② 9月30日までに納品及び常用作業した分については消費税率8%で作成して頂き10月1日～10月20日に納品及び常用作業した分については消費税率10%でご請求ください。この為10月締切分として頂く請求書は2枚に分けて頂くようお願いいたします。2つの請求分を合算し11月末日のお支払を予定しております。
- ・工事請負の業者様のご請求について
 - ① 9月30日までに請負部分の全工事の引渡し完了した業者様については発注通り消費税率8%で締切日に応じてお支払させていただきます。
 - ② 10月1日以降に引渡し完了する業者様については当初、消費税率を8%で契約及びご請求頂いていた場合でも、消費税率を10%に置き換えお支払致します。下記を参考にご精算の方お願いたします。

例…7月1日着手、9月30日引渡予定で税別¥2,000,000-で発注していた工事が10月1日以降に引渡しを受けた場合。

8月20日	請求金額	500,000-	仮払消費税額	40,000-
9月20日	請求金額	1,000,000-	仮払消費税額	80,000-
10月20日	請求金額	500,000-	仮払消費税額	40,000-
10月20日			経過措置消費税	40,000-
合計支払額	工事金額	2,000,000-	消費税額	200,000-

となりますので10月20日締切ご請求の際に本体の請求書とは別に「経過措置消費税」分のご請求をお願いいたします。別紙の請求例（10/20）を参考に作成してください

尚、万一弊社、工事担当者の方から例のような状況の際に経過措置消費税の4万円の支払いを拒否し、税別¥1,963,636-で支払すると言うような対応あった場合、消費税転嫁対策特別措置法違反となりますので会社までご相談ください。

尚、ご質問等ありましたら、弊社総務部までご連絡の方お願いたします。